

令和6年(2024年)3月7日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

1 追加提出案件及びその付託委員会について

2 新たに受理した陳情とその取扱いについて

3 本会議の運営について

○議事日程(別紙1)

○議事の順序(別紙2)

4 その他

(1) 令和6年第3回定例会の日程について

(2) その他

資料 1

令和6年(2024年)3月7日

令和6年第1回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 一般議案（3件）

44 中野区特別区税条例の一部を改正する条例 (区民委員会)

- 令和6年能登半島地震災害に係る区民税の雑損控除額等の特例措置及び地方税法の改正に伴う規定整備
- 施行時期 公布の日

45 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例 (区民委員会)

- 保険料率等の改定及び国民健康保険法等の改正に伴う規定整備
- 施行時期 令和6年4月1日

46 中野区介護保険条例の一部を改正する条例 (厚生委員会)

- 保険料の基準額等の改定及び介護保険法施行令の改正に伴う規定整備
- 施行時期 令和6年4月1日

◆ 報告案件

議会の委任に基づく専決処分について

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定

※ 備考

- 1 令和5年度中野区一般会計補正予算の議案を追加する予定です。
- 2 令和6年度中野区一般会計予算が可決された場合には、令和6年度中野区一般会計補正予算の議案を追加する予定です。

資料 2

令和 6 年(2024年) 3 月 7 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○1 月 3 1 日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・ (5) 第 1 8 号陳情 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情

- ・ 第 1 号陳情 区長公用車の廃止を求める陳情

(総務委員会)

- ・ 第 2 号陳情 インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情

(総務委員会)

- ・ 第 3 号陳情 災害時における同伴避難所の設置を求める陳情

(危機管理対策等調査特別委員会)

別紙 1

議 事 日 程

令和6年(2024年)3月7日午後1時開議

日程第1

- 第6号議案 令和6年度中野区一般会計予算
- 第7号議案 令和6年度中野区用地特別会計予算
- 第8号議案 令和6年度中野区国民健康保険事業特別会計予算
- 第9号議案 令和6年度中野区後期高齢者医療特別会計予算
- 第10号議案 令和6年度中野区介護保険特別会計予算

日程第2

- 第14号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第17号議案 鷺宮小学校敷地内国有地の買入れについて
- 第18号議案 財産の処分について
- 第19号議案 サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針の変更について
- 第20号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第21号議案 谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第23号議案 江原小学校環境改善改修工事請負契約
- 第24号議案 第五中学校環境改善改修工事請負契約
- 第25号議案 もみじ山文化センター本館発電設備改修工事請負契約
- 第28号議案 机及び椅子の買入れについて

日程第3

- 第29号議案 中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例
- 第36号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 4

- 第 30 号議案 指定管理者の指定について
- 第 37 号議案 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 38 号議案 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 39 号議案 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 40 号議案 中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 41 号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 42 号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5

- 第 31 号議案 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第 32 号議案 中野区営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 33 号議案 特別区道路線の認定について

日程第 6

- 第 34 号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 35 号議案 措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について
- 第 43 号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7

- 議会の委任に基づく専決処分について

○議事の順序（令和6年3月7日）

（1）開議

（2）選挙管理委員の紹介と挨拶

（北原奉昭委員長、岡本勇夫委員、鈴木めゆ委員、能津恵子委員）

（3）日程第1、第6号議案から第10号議案までの計5件

※一括上程、委員長報告、討論、採決（議案ごと）

○第6号議案の採決（起立）

○第7号議案の採決（簡易）

○第8号議案の採決（起立）

○第9号議案の採決（起立）

○第10号議案の採決（起立）

（4）日程第2、第14号議案から第21号議案まで、第23号議案から第25号議案まで及び

第28号議案の計12件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（第14号議案については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長から報告する。）

（5）日程第3、第29号議案及び第36号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

（6）日程第4、第30号議案及び第37号議案から第42号議案までの計7件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(7) 日程第5、第31号議案から第33号議案までの計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

(8) 日程第6、第34号議案、第35号議案及び第43号議案の計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

() (日程追加、先議)

日程第 、第44号議案及び第45号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

() (日程追加、先議)

日程第 、第46号議案「中野区介護保険条例の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(9) 日程第7、議会の委任に基づく専決処分について

() (日程追加)

日程第 、議会の委任に基づく専決処分について

(10) 陳情の特別委員会への付託（付託件名表Ⅰ）

(11) 陳情の常任委員会への付託（付託件名表Ⅱ）

(12) 散会



資料 3

5 特人委給第 727 号

令和 6 年 3 月 4 日

中野区議会議長

酒井 たくや 様

特別区人事委員会

委員長 中山 弘一



「職員に関する条例」に対する特別区
人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 6 年 2 月 29 日付 5 中議第 2064 号により意見聴取のあった下記条例案に
ついては、異議ありません。

記

第 14 号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

資料 4

5 中 総 総 第 3 2 7 3 号

令和 6 年（2024年） 2 月 9 日

中野区議会議長

酒 井 た く や 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について（報告）

議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

記

第1 和解について

【報告案件1】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和5年（2023年）7月19日午後3時30分頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋三丁目32番先交差点

(3) 事故発生状況

乙の職員が、なかのみどりの貢献賞の審査に係る視察業務のため、乙車で区道を北方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所の交差点内に左折で進入したところ、甲車が南方面に向かって右折で当該交差点内に進入してきたため、当該職員が危険を防止するために乙車を一時停止させていたが、そのまま走行を続けた甲車の右側後部が乙車の右側後部に衝突した。この事故により、乙車の右側リアフェンダー等が破損した。

3 和解（示談）条件

- (1) 乙は、本件事故により、乙車の修理費の合計328,609円の損害を被った。
- (2) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、乙の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和5年（2023年）12月14日

第2 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和5年（2023年）7月24日午後1時頃

(2) 事故発生場所

東京都杉並区高円寺北一丁目10番先路上

(3) 事故発生状況

甲は、上記(2)の事故発生場所の区道を歩行中に、前方から来た歩行者を避けるため当該区道の端に移動したところ、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに足を取られて転倒した。この事故により、甲は左腓骨骨折の傷害を負った。

3 和解（示談）条件

- (1) 甲は、本件事故により、治療費及び傷害慰謝料の合計508,660円の損害を被った。
- (2) 乙は、過失割合（甲7割、乙3割）に従い、上記損害額のうち152,598円について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和6年（2024年）1月23日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

資料 5

5 中 総 総 第 3 6 4 4 号
令和 6 年（2024年）3 月 7 日

中野区議会議長
酒 井 た く や 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について（報告）

和解及び損害賠償額の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 和解（示談）当事者

- 甲 練馬区民
- 乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 2 月 2 8 日午前 1 1 時頃

(2) 事故発生場所

東京都練馬区三原台二丁目 8 番先路上

(3) 事故発生状況

乙の職員が、ごみの運搬作業のため、乙車で目白通りを西方面に向かって走行し、上記(2)の事故発生場所で転回して反対車線に進入しようとしたところ、乙車の前方で一時停止をしていた甲車の後部に乙車の右側前部が衝突し、甲車が転倒した。この事故により、甲車のマフラー等が破損した。

3 和解（示談）条件

- (1) 甲は、本件事故により、甲車の修理費の合計 1 3 2, 2 2 0 円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和 6 年（2 0 2 4 年）2 月 1 9 日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

資料 6

令和 6 年 第 1 回 定 例 会
令和 6 年 3 月 7 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅰ)

《危機管理対策等調査特別委員会付託》

第 3 号陳情 災害時における同伴避難所の設置を求める陳情

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅱ)

《総務委員会付託》

第 1 号陳情 区長公用車の廃止を求める陳情

第 2 号陳情 インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情

第1回定例会一般質問時間一覧

参 考

令和6年(2024年)2月16日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 2時間45分	165	森 たかゆき	60		49	11	4
		杉山 司	35	46	37	9	
		間 ひとみ	35	44	38	6	
		細野 かよこ	35	41	37	4	
自由民主党議員団 2時間	120	加藤 たくま	25		29	-4	1
		伊藤 正信	20	16	25	-9	
		高橋 ちあき	15	6	12	-6	
		武井 まさき	25	19	23	-4	
		大内 しんご	20	16	21	-5	
		市川 しんたろう	15	10	9	1	
公明党議員団 2時間	120	小林 ぜんいち	40		44	-4	1
		甲田 ゆり子	40	36	37	-1	
		南 かつひこ	40	39	38	1	
日本共産党議員団 1時間15分	75	浦野 さとみ	38		41	-3	0
		羽鳥 だいすけ	37	34	34	0	
都民ファーストの会中野区議団 45分	45	内野 大三郎	23		20	3	7
		黒沢 ゆか	22	25	18	7	
無所属 15分	15	むとう 有子	15		13	2	2
無所属 15分	15	石坂 わたる	15		13	2	2
無所属 15分	15	小宮山 たかし	15		14	1	1
無所属 15分	15	吉田 康一郎	15		15	0	0
無所属 15分	15	立石 りお	15		15	0	0
無所属 15分	15	斉藤 けいた	15		15	0	0
無所属 15分	15	井関 源二	15		13	2	2
合計(10時間30分)	630	24人	630		610		20

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間に表示。

令和6年 第3回定例会日程表（第1案）

資料 7

<会期38日間 9月10日～10月17日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金		5 請願・陳情締切
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火	1 議会運営委員会	
	4日	水		5 一般質問通告締切
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	11日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬 老 の 日	
	17日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	18日	水	決 算 検 討 日	
	19日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日	秋 分 の 日	
	23日	月		
	24日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	25日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	木		1 決算分科会
	27日	金		1 決算分科会
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		1 決算分科会
10月	1日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	2日	水	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	11日	金		1 特別委員会（危機管理特）
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	15日	火		1 特別委員会（少子化特）
	16日	水	（ 事 務 整 理 日 ）	
	17日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和6年 第3回定例会日程表（第2案）

資料 8

＜会期42日間 9月10日～10月21日＞

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金		5 請願・陳情締切
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		1 議会運営委員会
	4日	水		5 一般質問通告締切
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	11日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬 老 の 日	
	17日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	18日	水	決 算 検 討 日	
	19日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日	秋 分 の 日	
	23日	月		
	24日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	25日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	木		1 決算分科会
	27日	金		1 決算分科会
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		1 決算分科会
10月	1日	火	（ 事 務 整 理 日 ） 5 請願・陳情締切	
	2日	水	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		
	11日	金		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	15日	火		1 特別委員会（危機管理特）
	16日	水		1 特別委員会（少子化特）
	17日	木		
	18日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の制度
見直しを求める意見書（案）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定めるいわゆる「少額随意契約」については、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。中野区においては、令和4年度における約1万3千件の契約件数のうち、約9割が少額随意契約である。

しかしながら、規定されている契約の限度額は、昭和57年の改正法の施行を最後に40年以上改正されておらず、その間の物価や人件費等の上昇、税制改正、地方自治体の契約事務の実態の変化等を反映するものとはなっていない。

特に工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。そのため、契約の発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況におかれている。今後も物価水準や労務単価の上昇などにより、これまで随意契約で対応してきた契約が競争入札となることが見込まれ、事務量の増大が懸念される。

このような状況の中、内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」において上限額の引上げが提案されたり、指定都市市長会が「少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請」を国に提出したりと、自治体から制度見直しを求める声が挙がっている。

契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定での工事・委託の請負が可能となる。

しかし、本年2月に提出された質問主意書に対する答弁書においても、政府は当該金額の改正は慎重に検討すべきものであるとの消極的な姿勢を示している。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

加えて、現状、都道府県と区市町村では限度額に違いがあるが、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に少額随意契約を可能とする範囲を定めることを可能とするため、「上限額」を「基準額」とするなどの制度改正を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣

中野区議会議長名

離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立った熟議を求める意見書（案）

法務大臣の諮問機関である法制審議会家族法制部会は2月15日、「離婚後共同親権」を可能にする「家族法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申した。要綱は、父母どちらかの単独親権に限る現行制度を見直し、離婚後に両者が親権を持つ共同親権を可能にするもので、政府は3月にも民法などの改正案を提出する見通しである。しかし、共同親権制度の導入にあたっては、法律家、有識者、DV被害者、支援者などから懸念の声があがっている。

離婚後共同親権は、子どもの引越し、受験や進路決定、手術やワクチン接種などに父母両者の許可が必要となる制度で、一方の親が同意しなければ子どもの重要な事項が迅速に決められず、紛争が起こるおそれがある。現行の民法では、離婚後は単独親権であるものの、監護の継続性が担保されており、話し合いによる父母の合意で子どもについての重要な決定を行うことができる。また、裁判所が面会交流の実施を命ずることができ、別居親が子どもに関わる機会は保障されている。離婚の際に親権と監護権を父母に分属させたり、充実した面会交流の定めをすることで、共同監護、交代監護を実現することも可能であり、実質的には共同親権に近い法体系になっている。

要綱では、単独か共同かについて両親が話し合いで決定できない場合、家庭裁判所が両親の合意がなくても共同親権を命じえる内容となっている。共同親権の合意ができない父母に親権の共同行使を強制することは、離婚後も子どもを両親の紛争下に置くことになり、子どもの利益を損ねる。審議会では、離婚後共同親権を導入すべき理由として、離婚後も父母双方が子育てに適正に関わることが子の利益になるという価値判断が示されている。それは父母の関係が良好であることが前提であって、そうでない場合、子どもにとっては、自分のことで両親が争うことで精神的負担を長引かせることになる。

こども基本法では、すべての子どもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保が基本理念で謳われている。しかし、現行法制のもとでも、面会交流をめぐる家庭裁判所の実務では、小学生以下の子どもの意見が十分尊重されているとは言えず、子どもが面会交流を拒否したとしても、子どもの面会交流拒否は監護親の意向によるという理由で、子の意思に反して面会交流が強制される例がある。離婚後共同親権の導入後、親権行使をめぐる紛争が増加する可能性は高く、その際、子ども、特に未就学児や小学生の意見が尊重される保障はない。

今回の「家族法制の見直しに関する要綱」の審議にあたっても、子どもの権利保障の観点での議論が不足していると言わざるを得ない。また、全会一致が原則と言

われる中で、異例の多数決で採決された。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、今通常国会での民法改正にこだわるなど拙速な進め方は行わず、離婚家庭で育った若者など当事者の声を十分に聞き、子ども目線に立ったあらゆるケースを想定し、子どもの最善の利益を最優先に議論を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

あて

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、男女共同参画）

中野区議会議長名

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書（案）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約については、地方自治体における契約事務の能率的な行政運営を図るために定められたものである。本区においては平成26年度1万3,012件のうち約93.4%、令和4年度1万2,554件のうち約91.1%が少額随意契約である。

しかしながら、規定されている契約の限度額は、昭和57年10月以降改正されず、特に工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入経過等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。そのため、契約の発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況に強いられている。今後も物価水準や労務単価の上昇などにより、その範囲内に収まらない契約が増加することは必至である。事実、区においては少額随意契約よりも事務量が大きい競争入札件数は平成24年度861件に対し、令和4年度1,122件と増大しており、働き方改革に逆行している。

このような状況において、契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定での工事・委託の請負が可能となる。加えて、現状、都道府県と市町村では限度額に違いがあるが、自治体の規模や契約金額にかかわらず、競争入札に係る手間は同等かつ対象事業者も概ね同じであるため、その金額差の解消も急務である。仮に都道府県の限度額を区に適用した場合、140件程度が少額随意契約案件となり、年間1,000時間以上の事務削減効果が見込める。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名

若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書(案)

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、中野区議会は、政府に対し、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

記

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども(高校生・中学生等)である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

厚生労働大臣

孤独・孤立対策担当大臣 あて

中野区議会議長名

被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書（案）

元日に発生した能登半島地震では、２月８日政府災害対策本部会議の発表で、家屋の全壊が５，６９１棟、半壊が５，９５７棟、一部損壊が２９，８０６棟となっており、１３，５３５人もの方が避難生活をしていることが示されました。

こうした損壊家屋を再建する制度が被災者生活再建支援制度ですが、現状の支援対象は全壊家屋のみであり、半壊や一部損壊の場合は支援制度がありません。損壊家屋の８６％、３５，７６３棟が支援対象から外れているということです。

また、支援金の上限が３００万円と、全壊した家屋の再建には不十分です。２００７年の法改定当時から、この金額では生活再建はできないと拡充を求める声が上がっていました。この震災では居住地域で地盤沈下や崖崩れなども発生しており、一律の支援金では賄えない被害も少なくありません。また、制度の手続きに膨大な資料の提出を求められていることが大きな負担となっていることも指摘されています。

支援金の対象を半壊や一部損壊にも拡げること、支援金の上限を大幅に引き上げること、手続きの簡素化と給付までの期間の短縮を図ることなど、被災者の皆さんが１日も早く日常を取り戻すためにも、被災者生活再建支援制度の改善は急務です。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援制度の実効性のある改善を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

中野区議会議長名

金権腐敗政治の一掃を求める意見書（案）

自民党主要 5 派閥による政治資金収支報告書への政治資金パーティーによる収入の不記載などが国政上の大きな問題となっています。

パーティー券の購入者は大企業や大手業界団体等です。名目上はパーティー参加への対価となっていますが、実際にはほとんどがそのまま利益となっており、事実上の企業・団体献金です。営利団体である企業が献金をするのは見返りを求めていることであり、金の力で政治を歪める行為として看過することはできません。

世の中が確定申告の時期を迎える中、3, 0 0 0 万円以下の記載漏れは不問にするなど、検察の対応も大変に不十分であり、多くの国民の怒りが渦巻いています。政治と経済を歪めるだけでなく、政治への信頼が揺らいでおり、議会制民主主義の危機と捉えるべきです。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、金権腐敗政治を根絶するため、以下を実現するよう強く求めます。

記

- 1 国政調査権を行使し、この事態の根本的解決を図ること
- 2 虚偽答弁に罰則のある証人喚問を行い事実の究明をすること
- 3 企業・団体献金を全面的に禁止すること
- 4 政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄付とみなし、公開基準については年間 2 0 万円という金額の規定を引き下げること
- 5 政治資金規正法違反の量刑を全体的に引き上げること

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名